

## 販売パートナー制度に関するガイドライン

日本ビジネスリード（株）  
パートナー様担当チーム

### ■販売パートナー制度の概要

Keyman-Proの販売パートナーは、下記の3つとなります。

- ①一般販売パートナー
- ②認定販売パートナー
- ③特別販売パートナー

	一般販売パートナー	認定販売パートナー	特別販売パートナー
料率	15%	20%	30%
審査	× オンライン完結 (emailでの申込み)	○(※) 1) 認定へのランクアップは審査あり 2) 特別へのランクアップは累計有効契約数5件を満たした場合に 自動で行われる(ランクダウンも自動)	
管理用画面	△(機能制限あり)	○	
ロゴ使用	×	○	○
営業資料・チラシ使用	○	○	○
テクニカルサポート	○	○	○

### ■認定販売パートナーの認定について

認定販売パートナーの認定については、一般販売パートナー様からの申請に基づき、当社所定の審査を受けて頂きます。審査は、書面のほか、申込者様に対するヒアリング等に基づいて当社の裁量において行います。なお、当社は認定販売パートナーの認定を行わないことについて一切責任を負いかねます。

また、当社は認定を取り消すことがあります。当社は認定販売パートナーの認定が取り消されたことに関して生じる損害及び結果について一切責任を負いかねます。

### ◆申請方法

認定販売パートナーの認定を受けることをご希望される一般販売パートナー様は、以下の必要書類を提出した上で認定の申請を行ってください。

- 1) 認定販売パートナー申込書(代表者印を押印済みのもの)
- 2) 会社案内、ウェブサイトのURLその他事業概要が記載された資料
- 3) 個人情報取扱誓約書(代表者印を押印済みのもの)
- 4) 個人事業主の方は、上記1)～3)に加えて、印鑑登録証明書

■ロゴの使用については、当社の指示に従ってください。

#### ■特別販売パートナーの認定について

当社は、認定販売パートナーのうち、下記の要件を満たす認定販売パートナーを、特別販売パートナーに認定することがあります。認定は、当社の裁量において行います。当社は特別販売パートナー認定を行わないこと、又はその損害及び結果について一切責任を負いかねます。また、当社は認定を取り消すことがありますが、当社は特別販売パートナーの認定が取り消されたことに関して生じる損害及び結果について一切責任を負いかねます。

#### ◆認定要件

- (1) KEYMAN-PROの利用契約中ユーザーであること
- (2) 認定販売パートナーであること
- (3) 昇格基準を満たしたこと

※累計有効契約数5件以上（解約、未入金、廉価版千円利用は除く）かつ2ヶ月連続で有効契約がゼロでないこと

※有効契約数の計算は月次で行います。また、有効契約とは、計算時点において、KEYMAN-PROの利用に関する契約が有効であること（但し、有償の契約のみが対象となります）

※認定は、当社がその裁量で、毎月行います。

なお、認定を行った場合は、当社から電子メール又は電話にてその旨を通知します。

#### ■販売パートナー手数料

販売パートナー様のご紹介によって、当社と「KEYMAN-PRO」の利用契約を締結したご契約者様が、利用契約に従って月額基本料金を支払った場合、販売パートナー様に手数料をお支払いします。

##### 1) 手数料

ご契約者様が支払った月額基本料金額（消費税及び地方消費税を含む。）に、下表の手数料率を乗じて計算される額とします。

##### 【手数料率一覧】

一般販売パートナー	認定販売パートナー	特別販売パートナー
15%	20%	30%

## 2) 手数料のお支払い日及びお支払い方法

毎月末日を締切日として、締切日の属する月における手数料額を締め切り、その翌々月の末日（当該日が金融機関の休業日である場合は、その直後の金融機関の営業日）までに、販売パートナー様が指定する銀行口座へ振込送金する方法で手数料をお支払いします。

※振込手数料は、販売パートナー様にご負担頂いております。

### ■情報の変更届出および販売パートナー契約のご解約について

下記までお問い合わせください。

#### 【お問い合わせ先】

日本ビジネスリード株式会社

パートナー様契約担当宛

電話によるお問い合わせ : 03-5843-9376

FAXによるお問い合わせ : 03-6850-1374

e-mailでのお問い合わせ : [support@jbls.biz](mailto:support@jbls.biz)

郵送によるお問い合わせ : 〒101-0054  
東京都千代田区神田錦町3-21-1152

平成27年3月31日 制定